

入札・契約制度に関する意見書

平成31年4月24日

桑名市入札監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	(1) 指名停止の手続き	3
	(2) 談合情報の手続き	3
	(3) 入札及び契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	(1) 最低制限価格制度について	4
	(2) 工事発注の平準化について	5
	(3) 低入札価格調査制度について	5
	(4) 検査・監督体制の一層の強化について	5
	(5) 総合評価落札方式の評価基準について	6
	(6) 指名停止基準の運用について	6
	(7) 入札不調・不落対策について	6
	(8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について	6
	(9) 試行要綱の「試行」解除に向けて	7
	(10) 最低制限価格の算出式及び万円止めの経過観察及び見直しについて	7
	(11) 入札の競争性の確保について	7
6	今後の課題	8
	(1) 社会保険未加入対策の強化について	8
	(2) 不正のない入札及び契約事務の実施について	8
7	おわりに	9

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として、平成16年1月に設置され、執行機関の附属機関として、桑名市(以下「市」という。)の入札・契約制度に関しこれまで6回の提言を行ってきたところである。

近年、西日本豪雨等の集中豪雨、大阪や北海道での地震、大型台風の襲来などによる大規模な災害が頻発しており、災害時の緊急対応や復旧・復興のためには地域の担い手である建設業者の力が必要不可欠である。しかしながら、建設業界では技術者の高齢化や若年入職者の減少による担い手不足が長らく続いている。

このような状況下で、地域の安心安全のためにも発注者として行政の果たす役割は大きく、価格競争を重視して建設業界を衰退させるのではなく、時代や市の財政規模に見合った適切な入札・契約制度を構築すること必要である。

さらに、国が推進する予定価格の事後公表や建設業者から要望されている変動型最低制限価格制度の廃止など、入札・契約制度の改革を行う際には、それが市においてふさわしい見直しであるかを、十分な情報収集と慎重な検討を行ったうえで実行することが重要である。

また、市では平成21年度及び平成23年度に入札・契約に関わる不祥事が発生したが、入札・契約制度の見直し及び公務員倫理研修などにより、以降は入札・契約に関わる不祥事は発生しておらず、その再発防止に全力で取組まれている。

以上の点を踏まえ、本委員会では、市の入札・契約に関する事務手続き及び制度の在り方などについて、審議を重ねてきた。

本意見書は、平成28年度（平成29年2月開催）から平成30年度（平成30年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善等を要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の透明性及び公正性の確保並びに競争性の向上を図るとともに適正な事務手続きに努められるよう、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等	備 考
ひがしかわ かおる 東川 薫	四日市看護医療大学教授	委員長
いとう ゆみこ 伊藤 由美子	税理士	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
さとう ひさよし 佐藤 久善	元三重県警察職員	
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備 考
平成28年度第3回	平成29年3月16日	
意見書提出 (市長具申)	平成29年4月25日	6回目
平成29年度第1回	平成29年5月18日	
平成29年度第2回	平成29年11月9日	
平成29年度第3回	平成30年2月8日	
平成30年度第1回	平成30年5月17日	
平成30年度第2回	平成30年11月1日	

(2) 審議内容

委員会の審議は、平成28年9月から平成30年8月までの2年間における指名停止及び談合情報の状況並びに入札及び契約の状況のほか、この期間に執行した391件（建設工事292件、コンサルタント業務99件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、落札率の高い案件や失格の多い案件などを中心に、委員が抽出した26件（建設工事18件、コンサルタント業務8件）について、審議を行った。

その内訳は下表のとおりである。

審議（抽出）案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	0件	0件	0件	0件
	上記以外	0件	0件	0件	0件
一般競争入札	低入案件(※)	5件	3件	0件	0件
	上記以外	264件	13件	59件	5件
指名競争入札		0件	0件	0件	0件
随意契約		23件	2件	40件	3件
合 計		292件	18件	99件	8件

(※)低入案件とは「低入札価格調査制度試行(実施)案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

平成28年9月から平成30年8月までの間に指名停止措置を講じた案件は36件（50者）で、このうち市が単独で指名停止措置を講じた案件は8件（6者）であった。

本委員会では、市が単独で指名停止措置を講じた8件（6者）の案件を中心に、指名停止措置を講じるまでの手続きについて審議を行った。

審議の結果、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の規定に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

(2) 談合情報の手続き

期間中に寄せられた談合情報はなく、審議する事案はなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は「桑名市談合情報対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 入札及び契約の手続き

各委員が抽出した26件について、入札の経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切に行われていたかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結までの一連の事務手続きに関しては、概ね公正かつ適切に処理されていた。

しかしながら、個々の入札を見ると、くじ引きによる落札者の決定が多いことや、特殊な技術を要する等の理由で応札者が少ない入札などが散見され、大きな枠組みでの入札制度の継続的な見直しを行うだけでなく、個々の入札についても、過去の事例を参考に、最良の入札が執行できるよう、環境を整備する必要があると考える。

5 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（平成29年4月25日）の意見書では、

- (1) 最低制限価格制度について
- (2) 工事発注の平準化について
- (3) 低入札価格調査制度について
- (4) 検査・監督体制の一層の強化について
- (5) 総合評価落札方式の評価基準について
- (6) 指名停止基準の運用について
- (7) 入札不調・不落対策について
- (8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について
- (9) 試行要綱の「試行」解除に向けて
- (10) 最低制限価格の算出式及び万円止めの経過観察及び見直しについて
- (11) 入札の競争性の確保について

の11項目について提言したところである。

ここでは、これらの提言内容に対するその後の取組みと、その評価について以下に述べることとする。

なお、これらについては、今後も継続的に検証し、改善を要するものと考えられるところであり、それぞれの中で新たな提言を含むものも示した。

(1) 最低制限価格制度について

市の最低制限価格制度は、工事の品質確保に影響を及ぼすだけでなく、下請業者等へのしわよせ、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等を防止するために必要な制度である。

市では、最低制限価格の基礎となる基準価格を算出するための算出式を平成29年4月に見直し、「平成28年度三重県独自式モデル」を採用した。この見直しにより平均落札率が上昇し、ダンピング受注を回避することができ、工事の品質確保及び建設業者

の支援並びに若手の育成にも繋がることから、評価するものである。ただし、現在の最新モデルは「平成29年度中央公契連モデル」であり、三重県においても「平成29年度三重県独自式モデル」としている。今後の入札結果を注視するとともに、他の自治体の見直し状況を参考に、最新モデル導入への検討を続けることを要望する。

(2) 工事発注の平準化について

建設業者にとっては、年度当初の4月から6月にかけて公共工事の受注機会が少ない閑散期となり、年度末は工事が集中する繁忙期となる。発注時期の平準化は、年度末の工事の集中を回避し、工期が重複することによる応札者の減少や応札価格の上昇を防ぎ、適正な施工管理及び品質確保が期待できる。これらは、企業経営の健全化、労働者の正規採用及び処遇改善に寄与することに繋がっていくものと考えられる。また、平準化により検査業務の集中も回避され、品質の確認が確実に行われる。

国などからの補助金の交付時期や季節などにより限られた時期でしか発注できない案件もあるが、契約担当課から工事発注担当課へ平準化への取組みを指導し、債務負担行為等の積極的な活用により、発注時期の平準化に努められたい。

(3) 低入札価格調査制度について

市では、低入札価格調査制度を平成24年6月から試行導入している。対象工事は、「総合評価落札方式により競争入札に付される建設工事」、「設計金額1億円以上の建設工事」、「設計金額1億円未満であっても適用が必要と認められる工事」であり、対象工事の件数は限られる。これまでの執行件数は16件で、そのうち8件が低入札価格で落札された。本意見書の対象期間においては、低入札価格で落札された2案件が本委員会において審議されたところである。

「5(1)最低制限価格制度について」で述べたように、工事の品質確保及び下請業者等へのしわ寄せ等の防止に最低制限価格制度は有効であるが、応札価格に入札参加者の企業努力が反映されないことや技術力向上の促進に繋がらないといった課題もある。その対策の1つとしても、市の低入札価格調査制度は適正に機能していると評価している。

(4) 検査・監督体制の一層の強化について

近年の公共工事に関わる施工不良・不正事案の発生を踏まえて、発注者の責務として現在及び将来にわたり、より良い品質のものを市民に提供するため、監督・検査内容を充実させ、その体制の確保がより必要とされている。

今後も、検査・監督体制の強化に努めるとともに、検査・監督職員のさらなる技術力の向上に努められたい。

(5) 総合評価落札方式の評価基準について

市では、総合評価落札方式を平成19年度に導入し、試行と見直しが重ねられてきたが、平成24年度以降は該当する案件が無い状況である。

総合評価落札方式は、価格と技術に優れた契約相手を選定するという目的の実現に向けた制度であり、今後は、市においても、確実に品質確保を図りたい工事など、その内容によっては価格だけでなく、技術提案や施工実績などで評価することにより、能力のある建設業者を契約相手としていくべき案件が出てくるのではないだろうか。総合評価の評価基準及び手続等の見直しを検討し、本市の実情にふさわしい制度となるよう努められたい。

(6) 指名停止基準の運用について

指名停止の手続きについては「4（1）指名停止の手続き」でも述べたとおり、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の規定に基づき適切な事務手続きが行われていると考えられる。

前回の提言を受け、市では指名停止基準について、国や県に準拠する形で、措置要件及び期間等を平成30年5月に見直し、平成30年4月1日以降に指名停止を講じた案件から遡及適用されるところとした。

今後も他の自治体などを参考に、不正行為の排除となりうる適正な指名停止基準の調査研究に努められたい。

(7) 入札不調・不落対策について

「5（2）工事発注の平準化について」でも述べたように、発注時期の平準化は工期が重複することによる応札者の減少を防ぎ、入札不調・不落対策の1つとして有効である。

また、「5（1）最低制限価格制度について」でも提言したが、業者の応札意欲を高めるためにも、最低制限価格算出式の最新モデル導入の検討も必要であると考えられる。入札不調・不落が発生すると再度入札手続きを要し、当初の計画よりも目的物の完成が遅れ、市民生活に支障を来す恐れもあることから、その発生要因をできる限り排除するよう、今後も様々な対策を検討し、入札不調・不落の発生を回避するよう努められたい。

(8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について

国及び地方公共団体等において共通の発注関係事務の運用の指針として、改正品確法の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者及び民間事業者等から現場の課題及び制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成したものである。また、国は指針に基づき、発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、

その結果をとりまとめ、公表するとしている。

運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築のために、地域ブロックごとに地域発注者協議会が組織され、市も中部ブロックの地域発注者協議会に属し、各県に設置された三重県部会の一員である。

本委員会としては、市においても指針の内容に沿った対応ができる環境整備に取り組む、発注者の責務を果たすことを望むものである。

(9) 試行要綱の「試行」解除に向けて

前回の提言により、市の入札制度に関する6つの要綱の見直しがそれぞれ行われた。

平成30年4月に、「桑名市総合評価落札方式実施要綱」、「桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱」、「桑名市低入札価格調査実施要綱」、「桑名市委託業務条件付一般競争入札実施要綱」、「桑名市物品調達等条件付一般競争入札実施要綱」の5つが見直された。

残り1つの「桑名市設計・施工一括発注方式試行要綱」についても、試行解除に向けての検討を今後も続けられたい。

(10) 最低制限価格の算出式及び万円止めの経過観察及び見直しについて

前回の提言で問題点として指摘したとおり、最低制限価格の算出式の改正により、建築工事などにおいては最低制限価格が上限の90%で固定され、積算をしなくとも落札ができてしまう入札が頻発している。また最低制限価格の万円止めにより、最低制限価格からわずかに下回ることによって生じる不落発生の回避には効果があったものの、それまで僅差で競争していた入札が、全て同価格となる状態が生じている。

これらは「くじ引き」落札の増加に繋がっており、「くじ引き」が高い確率で発生すると、施工能力及び技術力並びに経営力ではなく、運で受注できることとなり、適正な積算など企業努力による競争を損ねる弊害を生じさせることになることから、今後これらについては、分析及び検証を継続して行い、より良い入札制度への改善に向けて、努められたい。

また、最低制限価格の上限撤廃については、他の自治体を参考に、検討を続けることを要望する。

(11) 入札の競争性の確保について

前回の提言でも述べたとおり、入札の競争性確保のため、特殊な技術を要するものなどは、地域要件の拡大などにより応札者増加のための対応をされているところではあるが、応札者が少ない案件を注視し応札者を増やすためのさらなる方策を模索され

たい。

「5（7）入札不調・不落対策について」で述べた入札不調・不落の発生を回避することにも繋がるものとする。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、入札・契約制度について、今後も継続的に検証及び改善が必要であるとする項目について提言したところである。

ここでは、今後の課題として、特に検証及び改善などを行うことが望ましい事項について次の2点について提言する。

（1）社会保険未加入対策の強化について

社会保険の未加入は技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する建設業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生む原因の1つになっている。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等に加入し法定福利費等を適正に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされている。

市が参加する三重県及び各市町等で共同して実施している共同入札参加資格申請では、平成30年度から社会保険等に未加入である建設業者の申請を受け付けていない。資格登録の段階で元請業者について、未加入業者を排除することは可能になったが、入札時の現状で未加入業者が落札業者となった場合の対応について、また元請業者が適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者と下請契約を締結することへの対応について、他の自治体を参考に、対策を講じられたい。

（2）不正のない入札及び契約事務の実施について

近年、他の自治体で官製談合防止法に抵触する事件が発生し、新聞等の報道で知ることとなるが、市においても平成21年度及び平成23年度に不祥事が発生し、再発防止に全力をあげて取組まれてきたところである。その甲斐あって、市において、以降の入札に関する不祥事は発生していないが、官製談合防止法研修などのコンプライアンスに関わる研修を継続的に行うことは非常に重要であり、常に職員の意識啓発を行い、引き続き不正のない入札及び契約事務に努められたい。

7 おわりに

以上が本委員会で、市で行われた多くの入札事務について、2年間にわたり審議してきた結果である。

入札及び契約の手続き等に関して、常に改善に努めることは、入札の公正性、透明性、公平性及び競争性の確保とともに、工事の品質を確保するために大変重要である。また、それが建設業界の発展に寄与し、地域経済の活性化に繋がるといったところもあり、これらをいかにバランスよく両立させるかが肝要である。

本委員会は、これまで市長に対し6回の提言を行い、その都度適切な対応及び改善が行われてきたことは評価するところである。

今後も市の地域特性と社会情勢を天秤に掛けつつ、より良い入札制度を構築していくことを望むものである。

平成31年4月24日

桑名市入札監視委員会

委員長	東川	薫
副委員長	伊藤	由美子
委員	赤木	邦男
委員	佐藤	久善
委員	藤田	素弘